

## 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

農村コミュニティ施設（豊農業団地センター）の指定管理者である広島ゆたか農業協同組合（指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）が、令和8年4月1日付けで広島市農業協同組合と合併し、広島ゆたか農業協同組合が行っている業務は広島市農業協同組合に承継されることとなりました。

ついては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、業務を承継する広島市農業協同組合を指定管理者として、指定しようとするものです。

### 2 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）

### 3 団体（候補者）の概要

団体名	広島市農業協同組合					
団体所在地	広島県広島市安佐南区中筋3丁目26番16号					
代表者氏名	代表理事組合長 吉川 清二					
設立年月日	平成5年4月1日					
設立目的	地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。					
事業概要	(1) 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 (2) 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け及び物資の供給 (3) 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 (4) 農村の生活及び文化の改善に関する施設					
出資金	105億8,890万7,000円					
従業員数	649人（令和7年4月1日現在）					
役員	代表理事組合長 吉川 清二 代表理事副組合長 武内 祥吾 代表理事専務 三浦 隆志 常務理事 副島 裕 中石 和宏 西村 和孝 理 事 藤本 實 山木 茂 田川 祐治 小野 勝広 下田 和彦 寺田 充恵 河野 まゆみ 寺尾 郁哉 馬場 浩 百目 雅晴 大上 浩也 高田 智夫 米田 清 西坂 和真 中川 稔 下田 彰 濱本 康男 新宅 泰文					

		土居 尚之	橋本 一行	清水 芳則
		福田 卓己	元木 久志	清水 康則
		沖 俊策	沖段 琢磨	安部 紀恵
		西本 桂子		
	代 表 監 事	森末 辰彦		
	常 勤 監 事	渡辺 伸二郎		
	監 事	奥 兆生	金尾 哲也	谷口 和広
決 算	令和6年度			
	事 業 総 利 益	5 3 億 3, 3 2 4 万円		
	事 業 損 失	1 5 億 8, 4 9 5 万円		
	当 期 損 失 金	9 億 8, 8 0 8 万円		
	当 期 末 処 分 剰 余 金	1 7 億 6, 3 3 1 万円		

#### 4 非公募により選定を行った理由

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第68条の規定により合併後存続する組合は、合併する組合の権利義務を承継します。

このため、この度の合併により、広島市農業協同組合は、広島ゆたか農業協同組合の全ての業務を承継することから、公募を行わず、同組合の指定期間の残期間について指定管理者の候補者として選定したものです。

また、指定管理業務に係る事業計画、収支計画等についても、広島ゆたか農業協同組合から提出されたものと内容に変更はありません。